

江南市特定建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、江南市が一般競争入札にて発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体のうち、公共工事コスト縮減及び確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する分担施工方式による共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の運営形態）

第2条 この要綱に定める共同企業体の運営形態は、一つの工事を複数の工区に分割し、又は、一つの工事を複数の業種に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区又は業種（以下「分担工事」という。）で責任を持って施工する分担施工方式とする。

（対象工事）

第3条 共同企業体の対象となる工事は、従来分割発注の対象となっていた工事を一括して発注することにより、相対的に規模が大きくなる工事から市長が決定するものとする。

2 対象工事は、複数の工区又は業種に分割して施工するものとし、あらかじめ工区数、業種、共同企業体の構成員数及びその格付を指定するものとする。

（構成員の資格）

第4条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 江南市入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
 - (2) 市が発注する工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
 - (3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、分担工事ごとに工事現場に配置し得ること。なお、共同企業体の代表者は、契約金額にかかわらず監理技術者を専任で配置し得ること。
- 2 構成員は同一工事で他の共同企業体の構成員となれないものとする。
- 3 工事の種類及び規模等により、第1項各号のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

（結成方法）

第5条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

（共同企業体の代表者）

第6条 共同企業体の代表者は、発注工事に対応する許可業種につき、特定建設業の許可を有していること。また、構成員のうち最上位に格付された者とし、分担工事額が構成員中最大とする。なお、最上位に格付された者が複数ある場合は、企業規模、技術力等を総合的に勘案して、構成員間で協議して決定するものとする。

（提出書類）

第7条 共同企業体が入札に参加しようとするときは、江南市一般競争入札要綱に基づき、一般競争入札参加申請書のほかに、次に掲げる書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）（様式第1）

(2) 委任状（様式第2）

- 2 落札候補者となった共同企業体は、江南市一般競争入札要綱に基づき、資格確認申請に必要な書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。
- 3 落札者となった共同企業体は、発注工事における分担工事額を記載した特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）第8条に基づく協定書（様式第3）を契約締結時（ただし、仮契約を締結する場合においては仮契約締結時）に提出しなければならない。

（入札参加資格の審査）

第8条 前条第2項に規定する書類の提出を受けたときの審査は、江南市一般競争入札要綱に掲げる資格審査の例による。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 江南市発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下
「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を
経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当
該建設工事に係る請負契約が締結された日（ただし、仮契約を締結する場合においては仮契約
が締結された日）に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____

(代表者の商号又は名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

_____	工事（工区）	構成員名_____
_____	工事（工区）	構成員名_____
_____	工事（工区）	構成員名_____
_____	工事（工区）	構成員名_____
_____	工事（工区）	構成員名_____

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。また、発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の請負契約の履行及び下請契約、その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 第2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 第3項の規定は、いなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成する。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項を準用するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員

のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、江南市に提出するものとする。

_____年____月____日

○代表構成員

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____

委 任 状

年 月 日

江 南 市 長

特 定 建 設 工 事
共 同 企 業 体 の 名 称

委任者 (構成員)	住 所
	商号又は名称
	代 表 者

私は、_____工事について_____を

代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、下記の権限を委任します。

受任者 (代表構成員)	住 所
	商号又は名称
	代 表 者

記

- 1 入札及び見積りに関する事項
- 2 契約締結、変更及び解除に関する事項
- 3 契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求及び受領に関する事項
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する事項
- 5 その他契約締結に関する事項
- 6 共同企業体の結成に関する事項
- 7 前記事項に関する復代理人選任に関する事項

様式第3（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）第8条に基づく協定書

江南市発注に係る下記工事については、_____特定建設
工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のと
おり定める。

記

1 工事名 _____工事

2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

_____工事（工区）	構成員名 _____	工事額 _____	円
_____工事（工区）	構成員名 _____	工事額 _____	円
_____工事（工区）	構成員名 _____	工事額 _____	円
_____工事（工区）	構成員名 _____	工事額 _____	円
_____工事（工区）	構成員名 _____	工事額 _____	円

_____外 _____者は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこ
の協定書 _____通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、江南市に提出するものとする。

年 月 日

_____特定建設工事共同企業体

○代表構成員

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 _____

○構成員

住 所 _____

商号又は名称

代 表 者

○構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者

○構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者
